



募集期間：令和6年4月22日（月）～ 7月31日（水）17時

三重県では、働き方を見直し、誰もが働きやすい職場環境づくりに取り組んでいる企業等の優れた取組を県内に広め、地域社会全体での「ワーク・ライフ・バランス」、「働き方改革」の取組推進につなげることを目的に、「みえの働き方改革推進企業」登録・表彰制度を実施しています。登録・表彰によるメリットについては、裏面をご覧ください。県内企業の皆様のご応募をお待ちしています！



三重県 雇用経済部雇用対策課 働き方改革・人材育成班

〒514-8570 三重県津市広明町13番地 三重県庁8階

☎TEL：059-224-2454 / 📠FAX：059-224-3024

✉メール：koyou@pref.mie.lg.jp

詳細は三重県ホームページをご覧ください

検索



令和6年度「みえの働き方改革推進企業」登録基準の一部

*労働基準法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法等の関係法令を遵守している	
○働く環境の改善	
・多様な勤務体制（テレワーク等）が活用されている	
・所定外労働時間の削減のための工夫を行っている	
・年次有給休暇の取得を進めている	
・全ての従業員が（または希望すれば誰でも）意見や要望を出す機会がある	
○誰もが働きやすい職場環境づくり	
・「女性」「高齢者」「障がい者」「若年者」「非正規社員」等誰もが働きやすい職場環境づくりを行っている	
○出産・育児・介護、その他、家庭生活と仕事を両立させる制度の整備	
・産前・産後休暇、育児・介護休業期間、看護休暇の日数等が法律で定められた期間を上回っている	
・育児・介護休業の取得や復帰に関するサポートがある	
・家庭生活と仕事を両立させる特別有給休暇または年次有給休暇積立制度がある	
○各種制度への参画、届出等（障がい者雇用推進企業ネットワーク、イクボス同盟、一般事業主行動計画等）	
○わが社の働き方改革宣言（重点的に取り組もうとする項目の宣言）【必須】	
○わが社自慢（独自性のある取組や制度活用例・実績等）	

登録・表彰によるメリット

- （1）県のホームページ、広報紙等により**企業名や先進的な取組を広く紹介**します。
- （2）**シンボルマーク**を利用できます。自社の広報での活用によりイメージアップ等が期待されます。
- （3）各種研修や合同企業説明会への出展募集など、**役立つ情報**をメールにて提供します。
- （4）**県の各種助成金等**が利用できます。（※利用には別途条件があります。）
 - ・より働き方改革の取組を進めるための「**働き方改革推進奨励金（令和6年度新設）**」の利用
 - ・三重県中小企業融資制度における、「経営力強化資金(働き方改革扱い)」の融資
 - ・三重県企業投資促進制度における、県内操業企業への再投資支援の補助金への上乗せ
- （5）県の建設工事における総合評価方式において、**加点の対象**となります。
- （6）「みえの企業まるわかり NAVI」の掲載企業は、登録・表彰企業であることを記載します。



※各制度の詳細や利用条件についてはホームページ（上記2次元コード、または「みえ 働き方改革 登録」で検索）に掲載の所管部署にお問い合わせください

◆これまでの知事表彰企業（直近3年）

年度	企業名（◎ベストプラクティス賞、○グッドプラクティス賞、・奨励賞）
R5（2023）	◎株式会社山下組 ○株式会社百五銀行 ○東海住電精密株式会社 ・中部電力パワーグリッド株式会社 三重支社
R4（2022）	◎井村屋グループ株式会社 ○万協製薬株式会社 ○有限会社ウェルフェア三重 ・光精工株式会社 ・株式会社若鈴
R3（2021）	◎株式会社三十三銀行 ◎株式会社石吉組 ○株式会社山下組 ○東海住電精密株式会社 ・井村屋グループ株式会社